

第191回 大阪市入札等監視委員会

- 1 開催日時 令和4年6月22日（水）13時30分から
- 2 開催場所 大阪市契約管財局会議室
- 3 議 題

令和4年1月～令和4年3月分の契約状況について

【審議案件1】

平野市町抽水所外1か所No.13雨水ポンプ外設備工事

【審議案件2】

令和3年度 【南】水道施設漏水等調査業務委託

4 その他

（ 資 料 ）

(1) 令和4年1月～令和4年3月分の契約状況について

審議案件1・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

審議案件2・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

【参考資料】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 別冊1

(2) 報告1 令和3年度に健康局において発生した不適切な事務処理について・・・・・・ 別冊2

(3) 報告2 指定管理者制度について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 別冊2

(4) 令和4年1月～令和4年3月分競争入札参加停止措置及び資格制限運用状況

総括表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 別冊3

(5) 令和4年1月～令和4年3月分談合情報等対応状況一覧表・・・・・・・・・・・・ 別冊3

【工事】

契 約 の 方 法	事後審査型制限付一般競争入札
発 注 局	契約管財局
事 業 主 管 局	建設局
工 事 名 称	平野市町抽水所外 1 か所 No. 13 雨水ポンプ外設備工事
工 事 概 要	別紙③ 工事概要のとおり
物 件 等 級	—
入札参加資格及び 当該資格の設定理由	別紙① 入札参加資格のとおり
公 告 日	令和 3 年 12 月 23 日
開 札 日	令和 4 年 1 月 28 日
予 定 価 格 (税 抜 き)	1, 220, 149, 000 円
最低制限価格 (税 抜 き) 又は 低入札価格調査基準価格 (税 抜 き)	1, 086, 974, 000 円
落 札 金 額 (税 抜 き) 及 び 落 札 率	1, 220, 000, 000 円 (落札率 99.99%)
契 約 金 額 (税 込 み)	1, 342, 000, 000 円 (1, 220, 000, 000 円 + 消費税 122, 000, 000 円)
契 約 相 手 方	株式会社電業社機械製作所
契 約 日	令和 4 年 2 月 21 日
入 札 参 加 者 数	1 者
入札経過及び入札結果	別紙② 入札経過調書のとおり
備 考	

入札参加資格

- 1 令和3・4・5年度大阪市入札参加有資格者名簿（工事）に入札書提出時点において、「200：機械器具設置工事」又は「260：水道施設工事」で登録されていること
- 2 当該案件の入札書提出日から開札日まで有効な電子署名及び認証業務に関する法律施行規則第13条第1項第1号の電子証明書（以下「ICカード」という。）を取得し、大阪市電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）を利用するための大阪市の電子業者登録（ICカードの登録）を完了している者であること。なお、特定建設工事共同企業体については代表者がICカードを取得し、事業協同組合等（以下「組合」という。）については代表者が組合としてのICカードを取得し、電子入札システムを利用するための大阪市の電子業者登録を完了している者であること
- 3 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
- 4 建設業法に基づく「機械器具設置工事業」又は「水道施設工事業」にかかる**特定**建設業許可を有すること
- 5 次に掲げる全ての条件を満たす技術者を配置できること
 - (1) 建設業法に係る「機械器具設置工事業」又は「水道施設工事業」の**監理技術者又は主任技術者**であること
 - (2) 監理技術者においては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること
 - (3) 契約金額（消費税及び地方消費税を含む。）が3,500万円以上（ただし建築一式工事は7,000万円以上）の場合は、常勤の自社社員（在籍出向者、派遣社員は認められない。）であり、かつ、入札書提出期限日現在において3か月以上の恒常的な雇用関係を有する者であること。契約金額（消費税及び地方消費税を含む。）が3,500万円未満（ただし建築一式工事は7,000万円未満）の場合は、入札書提出期限日現在において常勤の自社社員（在籍出向者、派遣社員は認められない。）であること
 - (4) 契約金額（消費税及び地方消費税を含む。）が3,500万円以上（ただし建築一式工事は7,000万円以上）の場合は、専任の技術者を配置できることとし、その配置予定の技術者は、落札決定日現在で、他の工事に従事していないこと
- 6 入札書提出開始日の属する月の前々々月末日時点において納期が到来している大阪市の税に係る徴収金（法人市民税、市・府民税〔普通徴収〕、市・府民税〔特別徴収〕、固定資産税・都市計画税〔土地・家屋〕、固定資産税〔償却資産〕、特別土地保有税、軽自動車税、事業所税、市たばこ税、入湯税、延滞金、重加算金、不申告加算金、過少申告加算金及び延滞処分費）を完納していること
- 7 消費税及び地方消費税の未納がないこと
- 8 入札書提出日において、建設業法第28条第3項又は同条第5項の規定による営業停

止処分（大阪市において当該案件に応じた建設工事業の営業ができないものに限る。）を受けていないこと

- 9 入札書提出日において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと
- 10 入札書提出日において、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
- 11 入札書提出日において、建設業法第 27 条の 23 第 1 項の規定による経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）の審査基準日が 1 年 7 か月以上経過していないこと
- 12 入札書提出日に有効な経営事項審査の最新のものにおいて、当該案件に応じた建設工事の種類・完成工事高の年平均が「0」でないこと
- 13 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）に基づく雇用保険、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）に基づく健康保険及び厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）に基づく厚生年金保険（以下「社会保険」という。）に事業主として加入していること。ただし、各保険について法令で適用が除外されている場合を除く。なお、事業協同組合等にあつては、すべての組合員が本要件を満たすものであること
- 14 関係会社の参加制限

当該入札に参加しようとする者が、次のいずれかの関係に該当する場合、そのうちの 1 者しか参加できない。

(1) 資本関係

以下のいずれかに該当する 2 者の場合。

- ① 子会社等（会社法第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。②において同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。②において同じ。）の関係にある場合
- ② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

(2) 人的関係

以下のいずれかに該当する 2 者の場合。ただし、①については、会社等（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- ① 一方の会社等の役員（株式会社の取締役（指名委員会等設置会社にあつては執行役）、持分会社（合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。）の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- ② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合

- ③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- (3) 以下のいずれかに該当する 2 者の場合
 - ① 組合（共同企業体を含む。）とその構成員
 - ② 一方の会社等の代表者と、他方の会社等の代表者が夫婦、親子の関係である場合
 - ③ 一方の会社等の代表者と、他方の会社等の代表者が血族の兄弟姉妹の関係である場合で、かつ、本店又は受任者を設けている場合の支店（営業所を含む）の所在地が、同一場所である場合
 - ④ 一方の会社等の電話、ファクシミリ、メールアドレス等の連絡先が、他方の会社等と同一である場合
 - ⑤ 一方の会社等の大阪市の入札に関わる営業活動を携わる者が、他方の会社等と同一である場合
- (4) その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合
- 15 入札書提出日より開札日時までの間において、入札参加者が次の項目に該当しないこと
 - (1) 建設業法第 28 条第 3 項若しくは同条第 5 項の規定による営業停止処分（大阪市内において当該案件に応じた建設工事業の営業ができないものに限る。）を受けている
 - (2) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けている
 - (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている
 - (4) 直近の経営事項審査の審査基準日が 1 年 7 か月以上経過している
 - (5) 経営事項審査の最新のもののにおいて、当該案件に応じた建設工事の種類の完成工事高の年平均が「0」である

16 その他要件

- (1) 平成 18 年度以降の公共下水道、流域下水道、水道施設、河川施設または湛水防除施設のポンプ吐出量が 370m³/分・台以上のポンプ設備を建設業法における「発注者」と直接契約を締結する「元請負人」（共同企業体の場合は代表者に限る）として、自社にて設計・施工（施工中は除く）の実績を有していること。ただし、補修工事は施工実績から除く。
- (2) 本設備が災害時、及び故障時等で緊急対応が必要な場合、対応可能な技術者（サービス業務を移管又は業務提携している企業を含む。）を本設備設置場所へ 6 時間以内に配置できること。
- (3) 本工事は、工場製作を含む工事であり、工場から現地へ工事現場が移行する際に、主任技術者又は監理技術者の変更を認める。工場及び現地での配置予定技術者については、上記「配置予定技術者」の条件を満たしていること。

入札参加資格の設定理由

下水道施設は都市基盤施設として欠くことができない重要施設で、信頼性と安全性の確保が要求される。中でも、下水道設備は、種々の処理プロセスで構成されており、その処理プロセスに応じた技術と知識の経験が必要であり、施工規模に応じた設計と施工の経験が必要であると考えている。また、下水道設備は災害時などの緊急時に迅速な対応が必要であると考えている。

施工実績の規模については、他都市等に措いても一般的に用いられる施工規模の1/2 以上の実績を有していること、また、災害時などの緊急時に、当日に対応できるよう、対応可能な技術者を本設備設置場所へ6 時間以内に配置できることを要件とした。

入札経過調書				
案件番号	00000000000202101801			
案件名称	平野市町抽水所外 1 か所No. 13雨水ポンプ外設備工事			
工事場所	平野	(入札の日時) 令和04年01月28日 13時30分		
(入札の経過)				
入札者	等級	住所 (行政区)	第1回 入札金額	摘要
(株) 電業社機械製作所		東京都 中央	1,220,000,000 円	
入札の結果	落札候補者の審査順位または落札者を決定するうえで同価の入札が2者以上あったときは、くじによりこれを決定しました。			落札
落札者又は 契約の相手方	(株) 電業社機械製作所	落札金額又は 決定金額	1,220,000,000 円	
(記 事) 上記金額に10%に相当する額を加算した金額が法令上の入札 価格であり、落札 (決定) 金額である。		決定日	令和04年02月10日	
予定価格 (税抜)	金 額	1,220,149,000 円		
最低制限価格 又は 低入札価格調査基準価格 (税抜)	金 額	1,086,974,000 円		

016077 af62926359bc25b02

「平野市町抽水所外 1 か所 No.13 雨水ポンプ外設備工事」について

1 事業目的

平野市町抽水所に設置する No.13 雨水ポンプ設備（昭和 54 年竣工）及び平野下水処理場に設置する地下燃料タンク設備（昭和 51 年竣工）の改築更新を主な目的とする。

2 工事概要

本工事は、平野市町抽水所に設置する No.13 雨水ポンプ設備及び平野下水処理場に設置する地下燃料タンク設備の設計・製作・据付を行うものである。

平野市町抽水所に設置する No.13 雨水ポンプ設備は、ポンプ本体・減速機・原動機(ディーゼルエンジン)にて組み合わされており、降雨時に集水された雨水が下水管に流入し、本ポンプを稼働させて雨水を平野川へ排水する設備です。

平野下水処理場に設置している地下燃料タンクは、平野下水処理場の雨水ポンプ設備を稼働させるために必要となる燃料を貯蔵する設備です。

雨水ポンプ設備イメージ



